

平成25年6月28日（金曜日）午後10時28分 開 議

●議事日程第1日 6月28日（金曜日）

- 第1 開 会
- 第2 選挙第1号 飯塚地区消防組合議会議長の選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第2号 飯塚地区消防組合議会副議長の選挙
- 第5 議席の指定
- 第6 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めること
- 第7 議案第5号 飯塚地区消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例
- 第8 議案第6号 契約の締結（消防・救急無線デジタル化整備工事）
- 第9 議案第7号 財産の取得（高規格救急自動車）
- 第10 議案第8号 財産の取得（高規格救急自動車）
- 第11 議案第9号 専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合の規約変更）
- 第12 署名議員の指名
- 第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時28分 開会

○臨時議長（吉永 雪男）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回飯塚地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

議員の辞職許可について報告いたします。

桂川町から選出されておりました、青柳久善議員から3月21日に、嘉麻市から選出されておりました、豊一馬議員、藤伸一議員、嶋田尋美議員、北富敬三議員から5月1日に、飯塚市から選出されておりました、兼本鉄夫議員から5月21日に、同じく梶原健一議員から5月24日に議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので報告いたします。これに伴い、組合議会議員が欠員となりましたので、組合規約第6条第2項の規定により、桂川町から長瀬俊夫議員、嘉麻市から田淵千恵子議員、山倉敏明議員、中村春夫議員、坂口政義議員、飯塚市から田中博文議員、平山悟議員がそれぞれ選出されておりますので、あわせてご報告いたします。議員辞職及び補充に伴い、議席に変動がっております。よって仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただ今、ご着席の議席と指定いたします。

△飯塚地区消防組合議会議長の選挙

議長が欠員となっておりますので、これより地方自治法第103条第1項の規定により、飯塚地区消防組合議会議長の選挙を行います。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、田中博文議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今、指名いたしました田中博文議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、田中博文議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました、田中博文議員が議場におられますので、本席より告知いたします。田中議長にご挨拶をお願いいたします。田中議長。

◎議長（田中 博文）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様のご推薦をいただきまして、消防組合議会の議長という要職に就くことになりました飯塚市議会の田中博文でございます。心より感謝申し上げます。

これからは消防行政の推進はもちろんのこと、円滑な議会運営に心がけてやっていくつもりでございます。どうか皆様方の温かいご指導とご協力をお願いいたしまして、簡単でございますが議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎臨時議長（吉永 雪男）

田中議長、議長席にお着き願います。ご協力ありがとうございました。以上で議長席を下がらせていただきます。どうもありがとうございました。

△会期の決定

◎議長（田中 博文）

「会期の決定」を議題といたします。おはかりいたします。

本臨時会の会期は、6月28日、一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、6月28日、一日と決定いたしました。

△飯塚地区消防組合議会副議長の選挙

副議長が欠員となっております。これより地方自治法第103条第1項の規定により、飯塚地区消防組合議会副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、吉永雪男議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今、指名いたしました吉永雪男議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、吉永雪男議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました、吉永雪男議員が議場におられますので、本席より告知いたします。吉永副議長にご挨拶をお願いいたします。

◎副議長（吉永 雪男）

一言ご挨拶を申し上げます。ただ今議員の皆様のご推薦をいただきまして消防組合議会副議長に就任することになりました嘉麻市議会議員の吉永でございます。ご推薦をいただき心から感謝申し上げる次第であります。今後消防議会の副議長としてその職責を果たすため、努力をいたしてまいりたいと思います。議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございます。

△議席の指定

◎議長（田中 博文）

次に、議席の指定をいたします。

議席は、ただ今、ご着席の議席と指定いたします。

次に、議案第4号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたしますが、12番 小幡俊之議員につきましては、一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定に基づき、本会議場から一時退出を求めます。

それでは、議案第4号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

ただいま上程されました「議案第4号監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について提案理由をご説明いたします。

本消防組合議会議員のうちから選任される監査委員が現在欠員となっておりますことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、飯塚市下三緒553番地3 小幡俊之氏を監査委員に選任したいと存じますので、本議会のご同意を賜りますようお願いをいたします。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第4号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

次に、議案第5号「飯塚地区消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎消防長（戸畑 廣喜）

はい。議案第5号「飯塚地区消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定」について提案理由をご説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員の給与の支給を減額するため、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例(平成24年条例第4号)の特例を定める必要が生じたため、提出するものであります。

第1条は、今回の臨時特例の趣旨でございます。

第2条第1項は、給与条例の特例について定めたもので、職員の区分に応じて「支給減額率」を定めて、給料月額に、職員の区分に応じた「支給減額率」を乗じて得た額に相当する額を減じております。その割合は、飯塚地区消防組合の職員の給与に関する条例、別表第1、消防職給料表の適用を受ける職員につきましては、国家公務員、公安職俸給表(一)を参考に支給減額率を定めております。その職務の級が2級以下の職員は、100分の3.77、3級から7級までの職員は、100分の6.38といたしております。

飯塚地区消防組合の給与に関する条例、別表第2、行政職給料表の適用を受ける職員につきましては、国家公務員、行政職俸給表(一)を参考に支給減額率を定めております。その職務の級が2級以下の職員は、100分の4.77、3級から5級までの職員は、100分の7.77といたしております。

第2項第1号において管理職手当は、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずることといたしております。

第2項第2号において地域手当は、当該職員の地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずることといたしております。

第2項第3号は、退職者の給与の減額の取扱いについて規定いたしております。

第3項は、給与の減額、時間外勤務手当及び休日勤務手当並びに第4項は、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける「特定職員」の取扱いについて規定しております。

次に、第3条は、飯塚地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の特例規定の運用並びに第4条は、飯塚地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例への特例規定の適用のため

参照条項の読み替えを規定したものとございます。

第5条は、給与の調整でございます。

減額率により著しい不均衡が生じた場合、これを組合長が調整をするものとしております。

第6条は、端数計算、第7条は、規則への委任規定でございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成25年7月1日から施行することといたしております。

以上、議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたので、11番 道祖 満議員の質疑を許します。

◎道祖議員

議長

◎議長（田中 博文）

11番 道祖満議員。

◎道祖議員

議案第5号についてお尋ねいたしますが、5点ほどお尋ねいたします。

まず、今回の条例改定によって、飯塚地区消防組合職員の給与を平成25年7月から平成26年3月まで減額した場合その総額はいくらになるのか、また対象人数は何人になっておるのか、2点目が、1か月あたりの減額は職務級ごとにいくらになるのか、3点目は、また1か月あたりの減額総額はいくらになるのか、もう一点は他地区における動向はどうなっているのか、それと最後に過去5年間の消防活動等の推移はどうなっているのかこの5点についてお尋ねいたします。

◎議長（田中 博文）

鬼丸総務課長。

◎鬼丸総務課長

先ず、今回の給料削減の対象となります職員は、再任用者職員を含め238名を予定しております。本年7月から来年3月までの9ヶ月間の給料減額総額は、約3千589万8千円と試算いたしております。

次に職務級ごとの一ヶ月当たりの減額については、平均給料月額で申し上げますと先ず、消防職給料表の適応を受ける職員 7級の消防長の職務が約2万8千円の減額、6級の消防監の職務が約2万7千円、5級の消防司令長の職務が約2万7千円、4級の消防司令補・消防司令の職務及び相当困難な業務を行う消防士長の職務が約2万4千円、3級の消防士長の職務及び相当困難な業務を行う消防副士長の職務が約1万7千円、2級の消防副士長の職務及び相当困難な業務を行う消防士の職務が約9千円、1級の消防士の職務が約8千円、再任用吏員が約1万2千円、次に、行政職給料表の適応を受ける職員、3級の職にある会計管理者及び予防参事

は月額約1万2千円、一ヶ月あたり減額となるものと試算いたしております。

次に、一ヶ月当たりの減額総額は、約398万8千円、職員1人あたり、一ヶ月の平均減額金額は、約1万7千円と試算いたしております。

次に職員給与の減額措置に関します、県内の各消防本部の動向でございますが、電話により聞き取り調査を行いましたところ、県内25消防本部のうち、7月から実施しない消防本部は6消防本部で、検討中が1消防本部と聞いております。

その他の18消防本部におきましては、各団体のラスパイレース指数の違いなどにより、減額率の設定が異なるなど、内容の違いがあるものの、7月からの実施に向け対応しているとのお話をうかがっております。

最後に過去5年間の消防活動等の推移ですが先ず、救急出場件数出は
平成20年9,228件 平成21年9,471件 平成22年9,775件、
平成23年9,448件 平成24年9,097件で、
平成22年の9,775件をピークに過去2年間減少いたしております。平均9,400件

次に、火災件数は、
平成20年95件、平成21年92件、平成22年81件、
平成23年76件、平成24年90件で、平均87件

次に、救助件数は、
平成20年121件、平成21年159件、平成22年126件、平成23年98件、
平成24年96件で、平均120件で推移いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎議長（田中 博文）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

11番道祖満議員。

◎道祖満議員

自席でいいですか？

◎議長（田中 博文）

はい。

◎道祖満議員

私は今回の議案第5号「飯塚地区消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例」について反対の立場で討論いたします。私はこの地区の2市1町の住民の生命と財産を守るため日頃から一生懸命業務に取り組んでいただいておりますその方々の給与を今回のような形で削減する、最高は7.7%の減額であります。金額にすると平均月1万7千円です。このような大規模な給与削減については、私は一生懸命がんばっている消防職員に対して非常に残念な条例である

と感じておりますので、反対させていただきたいと思います。以上です。

◎議長（田中 博文）

ほかに討論はありませんか。討論を終結いたします。採決いたします。

議案第5号「飯塚地区消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例」については、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

賛成多数。よって本案は原案どおり採決いたしました。

次に、議案第6号「契約の締結（消防・救急無線デジタル化整備工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。戸畑消防長

◎戸畑消防長

議案第6号「契約の締結・消防・救急無線デジタル化整備工事」について提案理由をご説明いたします。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、消防・救急無線デジタル化整備工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和45年飯塚地区消防組合条例第22号)の規定に基づき提出するものであります。契約内容につきましては、契約金額3億9千354万円で、日本電気株式会社九州支社と工事請負契約を締結しようするものであります。

入札の方法は、条件付き一般競争入札で、6月4日に、応札業者2社で入札を行いました。

以上で、第6号議案の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので以上で質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号「契約の締結（消防・救急無線デジタル化整備工事）」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「財産の取得（高規格救急自動車）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。戸畑消防長

◎戸畑消防長

議案第7号「財産の取得・高規格救急自動車」について提案理由をご説明いたします。

議案書の12ページをお開き願います。

本案は、桂川消防署に配置する高規格救急自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、提出するものであります。取得財産につきましては、高規格救急自動車1台を3千108万円で、福岡トヨタ自動車株式会社飯塚店から購入しようとするものであります。入札にあたり、当該高規格救急自動車が、ぎ装を必要とする特殊車両であるため、対応できる業者がトヨタ自動車と日産自動車の2社に限られることから今回その2社を指名したところ、日産自動車が入札を辞退したことにより、競争入札に付することが困難なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約といたしております。

本事業は、年度はじめに、緊急消防援助隊として登録の更新が認められたことで、国庫補助事業の対象となりましたので、先日補助金の交付申請を行い、国より内諾をいただいたところであります。

なお、補助金額につきましては、事業が確定次第、次回の議会で補正予算として計上させていただきます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第7号「財産の取得（高規格救急自動車）」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「財産の取得（高規格救急自動車）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。戸畑消防長

◎戸畑消防長

はい。議案第8号「財産の取得・高規格救急自動車」について提案理由をご説明いたします。

議案書の13ページをお開き願います。

本案は、碓井派出所に配置する高規格救急自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、提出するものであります。

取得財産につきましては、高規格救急自動車1台を3千108万円で、福岡トヨタ自動車株式会社飯塚店から購入しようとするものであります。入札にあたり、当該高規格救急自動車が、ぎ装を必要とする特殊車両であるため、対応できる業者がトヨタ自動車と日産自動車の2社に限られることから今回その2社を指名したところ、日産自動車が入札を辞退したことにより、

競争入札に付することが困難なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約といたしております。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第8号「財産の取得（高規格救急自動車）」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合の規約変更）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。戸畑消防長。

◎戸畑消防長

はい。議案第9号「専決処分の承認について（福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について）」提案理由をご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第290条の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議会の議決を経なければなりません。議会を招集する暇がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

議案書15ページの専決第2号、専決処分書に記載のとおり、地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を議案書16ページ以下の福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約案のとおり変更するものでございます。なお、附則におきまして改正後の規約は、平成25年4月1日から施行することとされております。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成25年3月31日から適用するとされております。以上、提案理由の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（田中 博文）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号「専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合の規約変更）」を、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

◎議長（田中 博文）

次に、署名議員を指名いたします。

11番 道祖満議員 及び 12番 小幡俊之議員

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、平成25年第2回、飯塚地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午前11時00分 閉会

●出席議員

(出席議員 19名)

1番	田中博文	12番	小幡俊之
2番	吉永雪男	13番	平山悟
3番	田中秀哲	14番	上野伸五
4番	天野高行	15番	吉田健一
5番	長瀬俊夫	16番	八児雄二
6番	森裕治	17番	松延隆俊
7番	田淵千恵子	18番	坂平末雄
8番	田中政喜	19番	中村春夫
10番	山倉敏明	20番	坂口政義
11番	道祖満		

(欠席議員 1名)

9番 宮原由光

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	池永昌直
〃	佐藤康道
〃	脇坂義信

●説明のため出席した者

組合長	齊藤守史
副組合長	松岡賛
副組合長	井上利一
会計管理者	和田幸和
消防長	戸畑廣喜
総務課長	鬼丸徳寿
予防課長	大塚正道
警防課長	長野文彦
指揮指令室長	高山生爾
飯塚消防署長	吉松信之
飯塚署副署長	吉野雅博
山田消防署長	池田政治
桂川消防署長	井原眞次
総務課会計係長	篠崎太望
総務課会計係	和多良